

平成30年5月1日

学校運営協議会について

1 ねらい

- ・子どもたちを地域という大きなくくりで生活する中で豊かに育てる。地域の子どもは地域で育てる。学校が家庭・地域を高め、家庭・地域が学校を高める双方向の信頼関係をつくる。学校・保護者・地域が三者一体となって健全な児童育成に取り組むことにより、学校と家庭・地域の距離を縮めていくことができる。
- ・22年度に、学校地域コーディネーターを中心にボランティアネットワークを設置し、地域との連携が進んでいる。地域住民の潜在的な教育力をサポートチームとして組織し、学校づくりを応援してもらっている。学校や地域、学校地域コーディネーター、PTAが共有している「子ども観」を地域の中で用保障の保護者とも共有していくことで教育活動のより一層の充実を図る。
- ・学校が今の教育の不易や流行、現状を説明し、外部の客観的な意見を聞くことによって、本校の実態に応じながら望ましい方向へ学校運営の改善をすすめていくことができる。

2 構成員

学区町内会長 PTA 会長 小中連携中学校長（東永谷中）
学区高等学校長（南高校） 近隣幼稚園保育園長 学識経験者
地域コーディネーター
学校長 副校長 教務主任 主幹教諭（担当者）
※学校長が推挙し、南部事務所から委嘱される。

3 日程と主な内容（予定）

- 第1回 5月1日（火） 18:00～ 地域交流室
顔合わせ 学校経営方針の説明（学校長）
- 第2回 6月9日（土） 12:25～ 校長室
土曜授業を参観しての意見交換・評価 さぶやまスタンダードの確認等
- 第3回 6月9日（土） 15:00～ 図書室 他
ボランティアネットワーク総会
- 第4回 2月19日（火） 18:00～ 地域交流室
学校の取組紹介（担当者） 1年間の振り返り

4 学校運営協議会会則

別紙参照

5 学校運営協議会運営組織

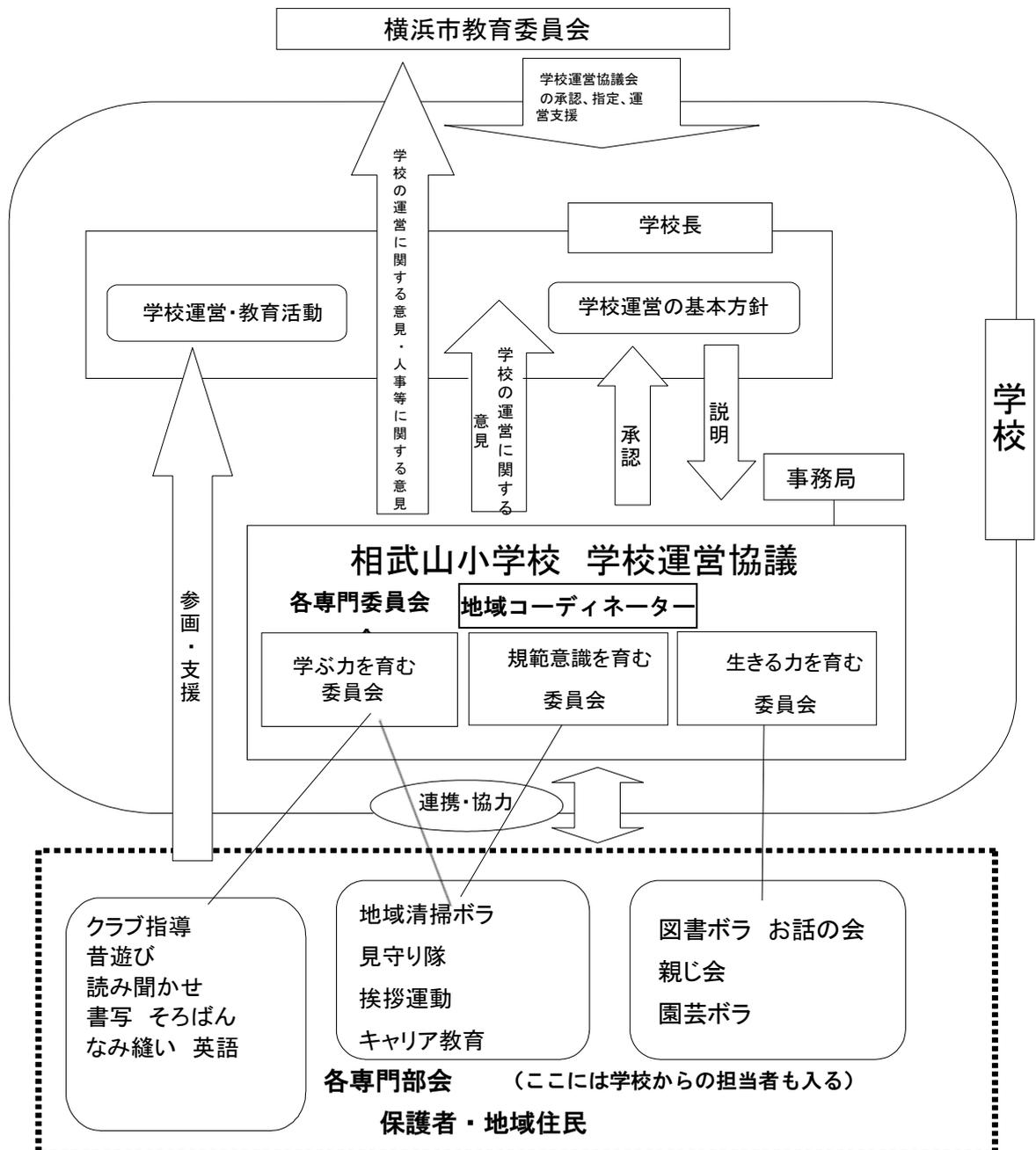
- 学校運営協議会<15名>

地域住民(6名：自治会長・幼稚園保育園園長・中学校PTA)

学校運営に資する活動を行う者(4名：さぶやまモンテイトワーク・主任児童委員・キッズクラブ主任児童委員・学校地域コーディネータ)、保護者(1名：PTA会長)、学識経験者(3名：大学教授・中学高等学校長)、学校関係者(1名：校長)で構成する。

- 専門委員会及び専門部会

3つの**専門委員会**を学校運営協議会委員で構成し、課題別協議を行う。また下部組織に**会**及び**専門部会**を設け、**専門委員長**を中心に年間計画を立案し、学校運営協議会で協議・調整のうえ、実践に移し、学校運営を補佐していくことを目的とする。



相武山小学校 学校運営協議会 会則

(名称)

第1条 本会は、相武山小学校学校運営協議会（以下「学校運営協議会」という。）と称する。

(目的)

第2条 学校運営協議会は、保護者、地域住民等と学校が情報を共有しながら連携強化を進めることで、「横浜教育ビジョン」で示された「知」「徳」「体」「公」「開」を兼ね備えた“横浜の子ども”の育成を目指す学校運営の実現や、未来の「ふるさと相武山」を担う児童の健全な育成に取り組むことを目的とするものとする。

(組織)

- 第3条 学校運営協議会に、会長、副会長（2名）、書記（1名）を置く。
- 2 会長は、委員の中から校長が指名する。ただし、校長自らを指名することはできない。
 - 3 副会長及び書記は、会長が指名する。
 - 4 会長は、会務を総理する。
 - 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、または会長が欠けたときは、その職務を行う。順位はあらかじめ会長が定める。
 - 6 書記は、学校運営協議会の記録を行い、会議録を調整する。

(会議)

- 第4条 学校運営協議会は、校長と協議の上、会長が招集する。
- 2 会議は、年4回以上必要に応じて開催する。
 - 3 会議の議事は、会長が司る。
 - 4 会議の開催は、委員の半数以上の出席をもって行う。
 - 5 議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
 - 6 会長は、必要があるときは、校長に報告または説明を求めることができる。
 - 7 校長は、会議に出席し、意見を述べることができるほか、必要がある場合は職員を出席させ、意見を述べさせることができる。
 - 8 会長は、必要がある場合は校長と協議の上、委員以外の第三者を会議に出席させ、意見を聞くことができる。

(附則)

この会則は、平成25年4月1日から施行する。